議第７号

令和８年度大和高田市休日診療所特別会計予算

令和８年度大和高田市の休日診療所特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１１１，５００千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第１表　歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条　地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、１０，０００千円と定める。

令和８年３月２日提出

大和高田市長　　堀　内　大　造

第１表　歳入歳出予算

（歳入）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：千円）

款	項	本年度予算額
1. 診療収入		47,029
	1. 外来収入	47,029
2. 分担金及び負担金		14,010
	2. 負担金	14,010
3. 使用料及び手数料		100
	2. 手数料	100
4. 財産収入		310
	1. 財産運用収入	310
5. 繰入金		50,041
	1. 一般会計繰入金	22,041
	2. 基金繰入金	28,000
6. 諸収入		10
	1. 市預金利子	10
市債		0
	市債	0
歳　入　合　計		111,500

（歳出）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：千円）

款	項	本年度予算額
1. 総務費		88, 162
	1. 施設管理費	88, 162
2. 医業費		17, 829
	1. 医業費	17, 829
3. 基金積立金		310
	1. 基金積立金	310
4. 公債費		1, 267
	1. 公債費	1, 267
5. 諸支出金		3, 432
	1. 繰出金	3, 432
6. 予備費		500
	1. 予備費	500
歳　出　合　計		111, 500